

令和3年11月15日



◆保税内部監査人研修

1. 自主管理制度について（経緯、規定など）
2. 内部監査とは（一般的定義、リスクアプローチ手法など）
3. ケースメソッド（保税地域の事務処理手続き関係）
4. 保税地域の処分非違の概要（含：保税業務検査時の指摘事項）
5. 参考：内部監査実務（業務計画策定や事前準備作業ツール例など）

【本日のキーワード】

- 内部統制
- リスクアプローチ
- 凡事徹底 … 平凡を非凡に努める



神戸税関監視部保税地域監督官

1 自主管理制度（経緯&規定）

1/2

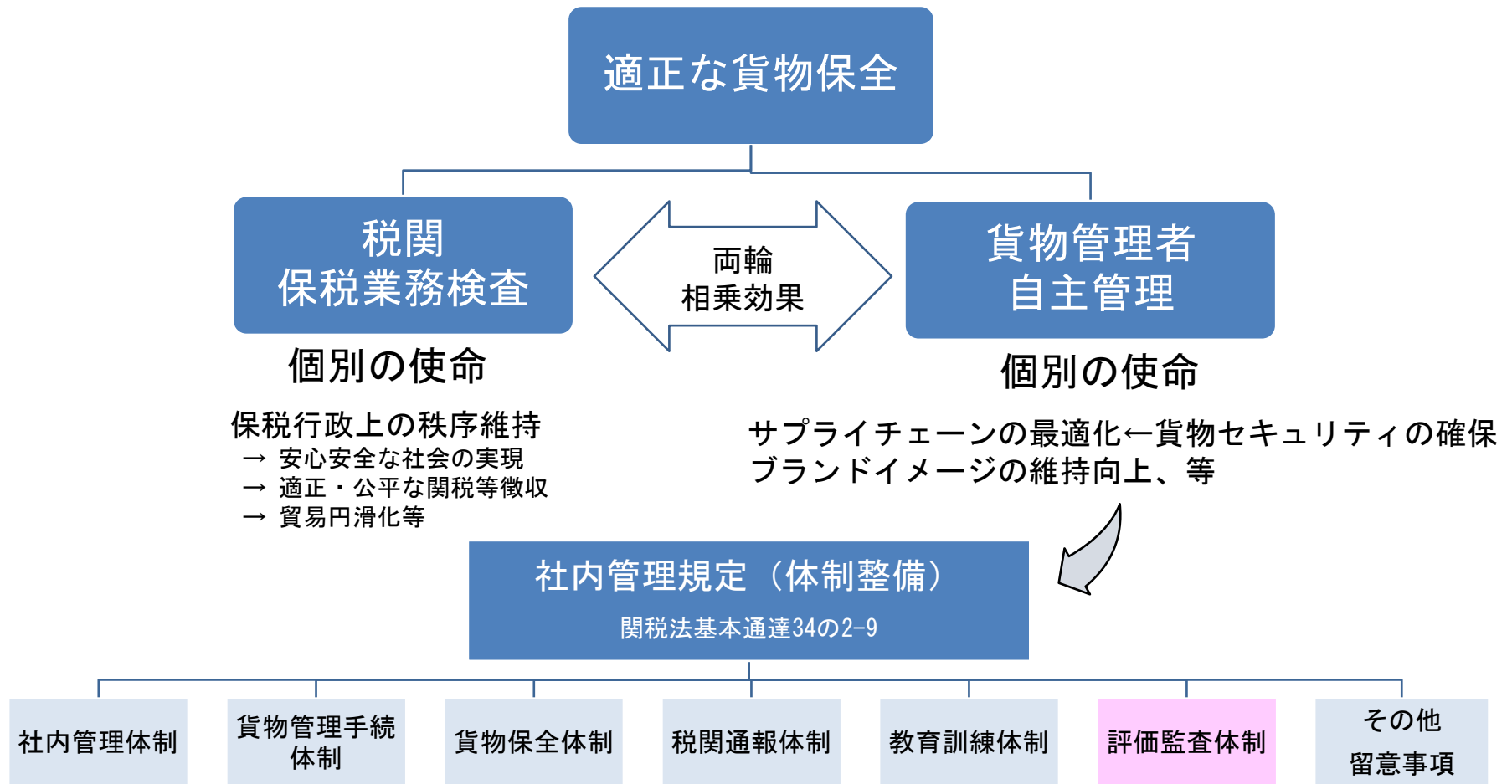
年	関連法規	保税地域の変遷	搬出入	時間外 出入・取扱	貨物取扱
1866(慶応2)~	「借庫規則」制定 兵庫港開港 兵庫運上所開設 「上屋規則」制定 「保税倉庫法」制定 「税関仮置場法」制定 「関税法」(旧)制定 「保税工場法」制定		許可制		不可
1952(昭和27)	指定保税地域導入	指定	届出/許可制	届出/許可制	許可制
1954(昭和29)	「関税法」全面改正	倉庫 上屋 指定 工場	届出制	許可制	許可制
1966(昭和41)					
1967(昭和42)	保税展示場導入	展示場			届出制
1969(昭和44)					
1972(昭和47)			自主管理 (一部)*		自主管理 (一部)*
1992(平成4)	総合保税地域導入	総合			
1994(平成6)	保税蔵置場導入	蔵置場			
1997(平成9)	完全自主管理制度に移行	(記帳義務化)外国貨物&輸出しようとする貨物 …輸入許可済み貨物を除外	届出制廃止(法31条)	届出制	自主管理 (記帳)
1998(平成10)			自主管理 (記帳)		
2001(平成13)		<トピックス> 平成12年 社内管理規定の整備を通達化		届出制廃止(法33条)	
2006(平成18)		関税法基本通達43-1(1) (保税蔵置場の許可の基準)			◆ 保税蔵置場の業務上、必要な法令等知識及び記帳能力 ◆ 外国貨物等の保管業務上、十分な業務処理能力 ◆ 外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力
2007(平成19)	特定保税承認制度導入	関税法基本通達42-11(6) (許可の際に付する条件)			◆ 定期的な内部監査の実施 ◆ 当該結果の税関への報告
2011(平成23)	輸出通関保税搬入原則見直し	関税法基本通達34の2-9(7) (社内管理規定の整備)			◆ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定 (CPの遵守状況の確認) ◆ 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告 (毎年実施、税関への結果提出)
現在					(平成21年5月追加)

1 自主管理制度（基本的な考え方）

2/2

共通の使命

保税地域の健全な運営を確保し、国際物流のサプライチェーンの一翼を担う保税地域において厳格な貨物管理を実現することで、国際物流の安全確保と円滑化の両立に寄与することを目的とする。



2 内部監査（一般的定義）

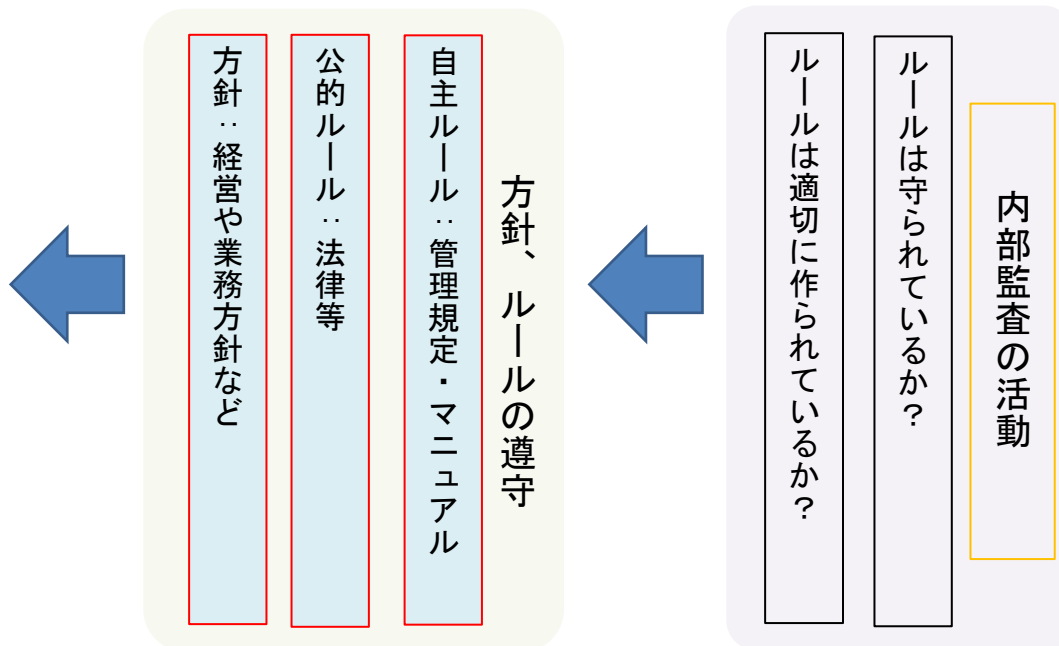
1/6

（内部監査の定義）

内部監査は、組織体の運営に関し **価値を付加し、また改善する** ために行なわれる、**独立にして、客観的な** **アシュアランスおよびコンサルティング活動**である。内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。このため **リスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセス** の有効性の評価、改善を、内部監査として規律ある姿勢で体系的な手法もって行う。

（↑内部監査人協会：The Institute of International Auditors（IIA）より）

組織の目標達成



（目的） 価値を付加し、また改善する

- ◆ コスト削減、
- ◆ スキル向上、
- ◆ コンプライアンス確保、
- ◆ 不正防止、
- ◆ 情報セキュリティの向上など

（要件） 独立にして、客観的な

- ◆ 監査手続きの適切な実施、
- ◆ 適正な監査意見の確保

（機能） アシュアランスおよび
コンサルティング活動

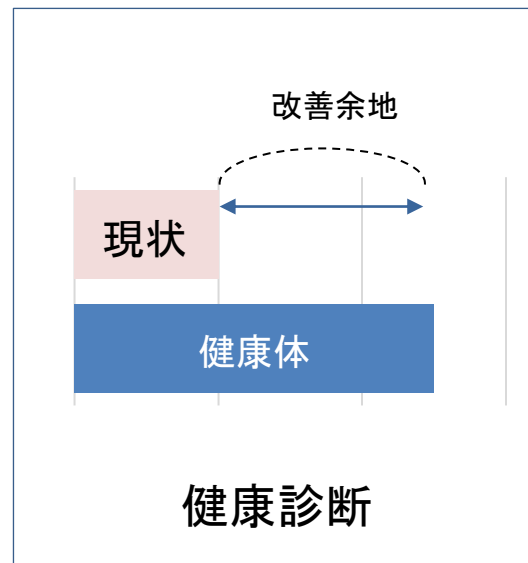
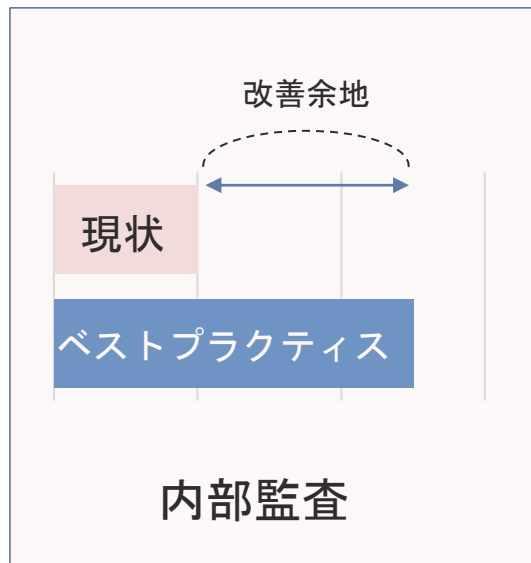
- ◆ 組織活動の有効性・効率性や
コンプライアンスへの一定の信用付与
- ◆ 組織運営に関する診断・助言・助成・
教育訓練など

2 内部監査（内部監査の目的への理解）

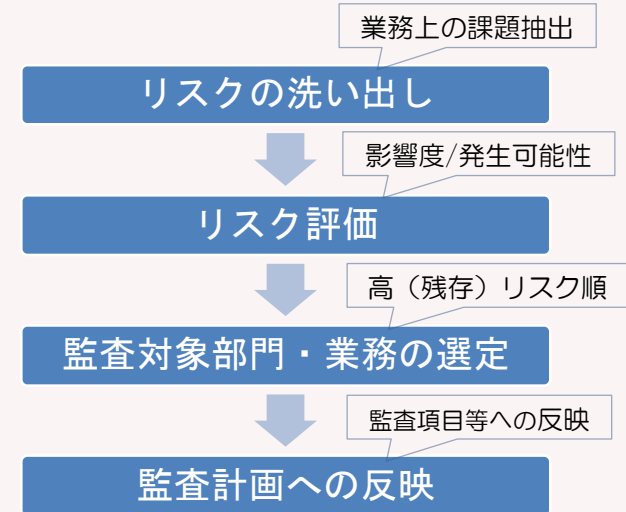
2/6

- 社内に監査と名の付く組織はない
- 内部監査人は、総合責任者や貨物管理責任者を兼務している
- 内部監査人が、入ったことがない業務がある
- 内部監査人は、現場で書類を見るだけで、何かを質問することはない
- 内部監査人が、システムに弱い
- 内部監査人が、「それはどんな規定ですか」と逆に質問することがある
- 内部監査の結果報告の一部を現場の意向を汲みして削除することがある
- 内部監査報告書には改善意見を記載したが、その結果を見に行ったことはない
- 過去の内部監査報告書をコピー、又は過去の内容を転記して報告書にしている
- 内部監査人が、業務委託先や下請け会社が行う貨物管理に関与しない

例えばKYTリスク予知
（来客受付カウンターの例）

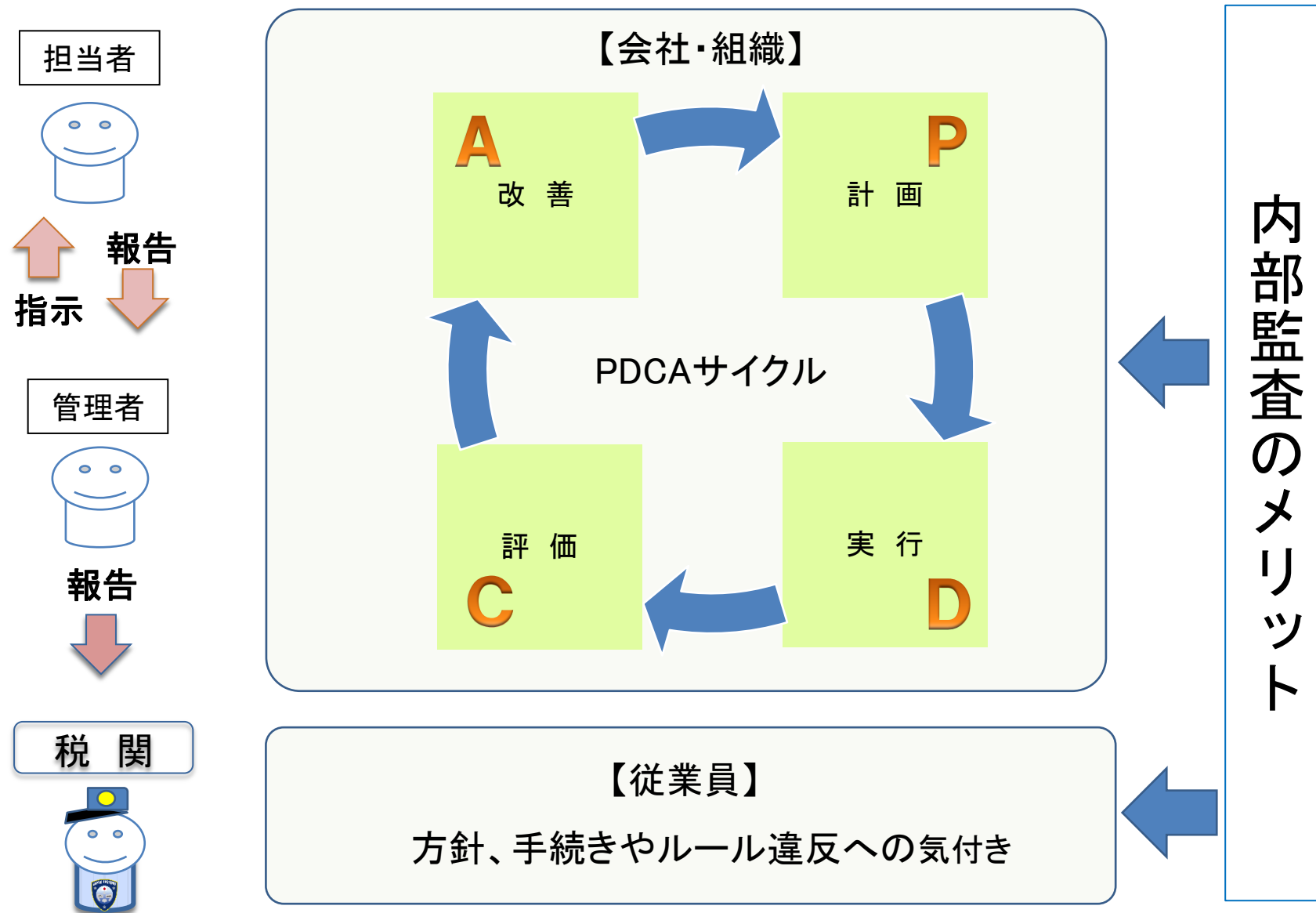


リスクアプローチの手順



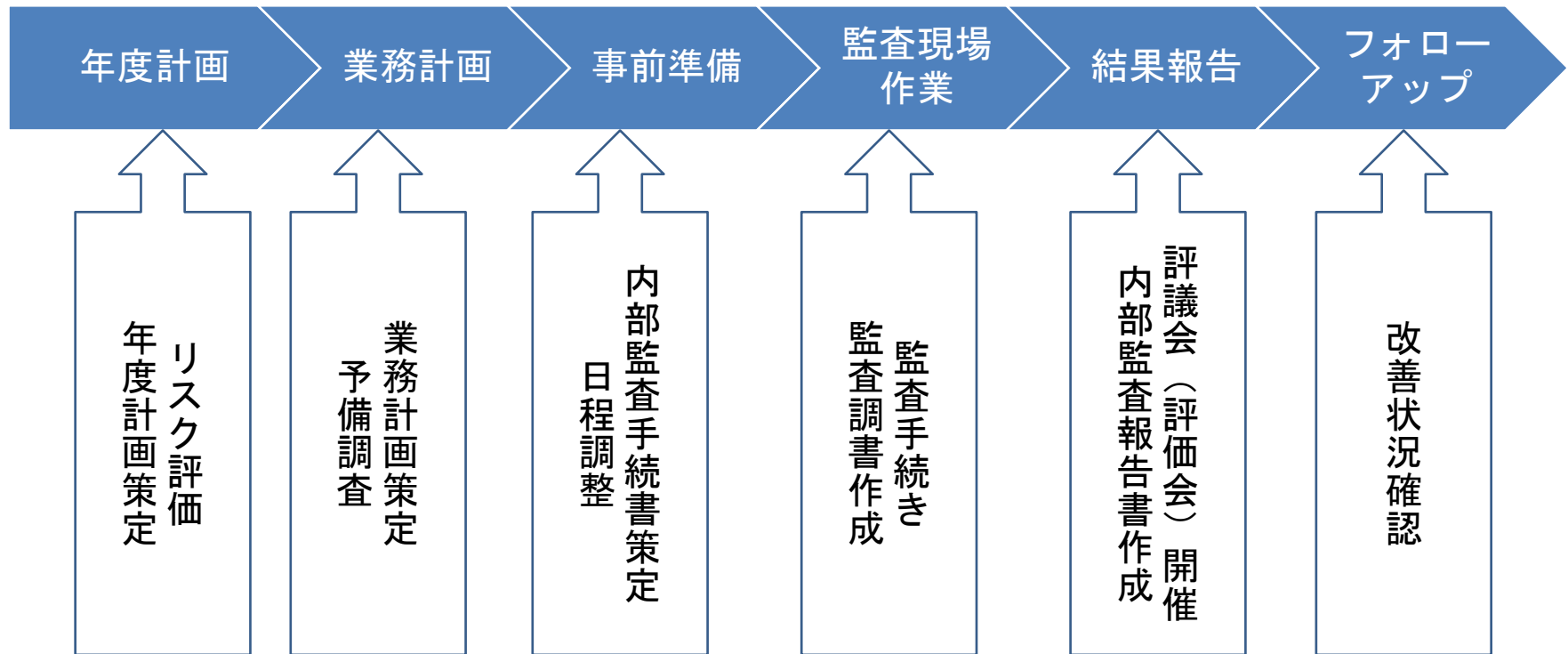
2 内部監査（内部監査のメリット）

3/6



2 内部監査（内部監査のプロセス）

4/6



← ← リスクアプローチ → →

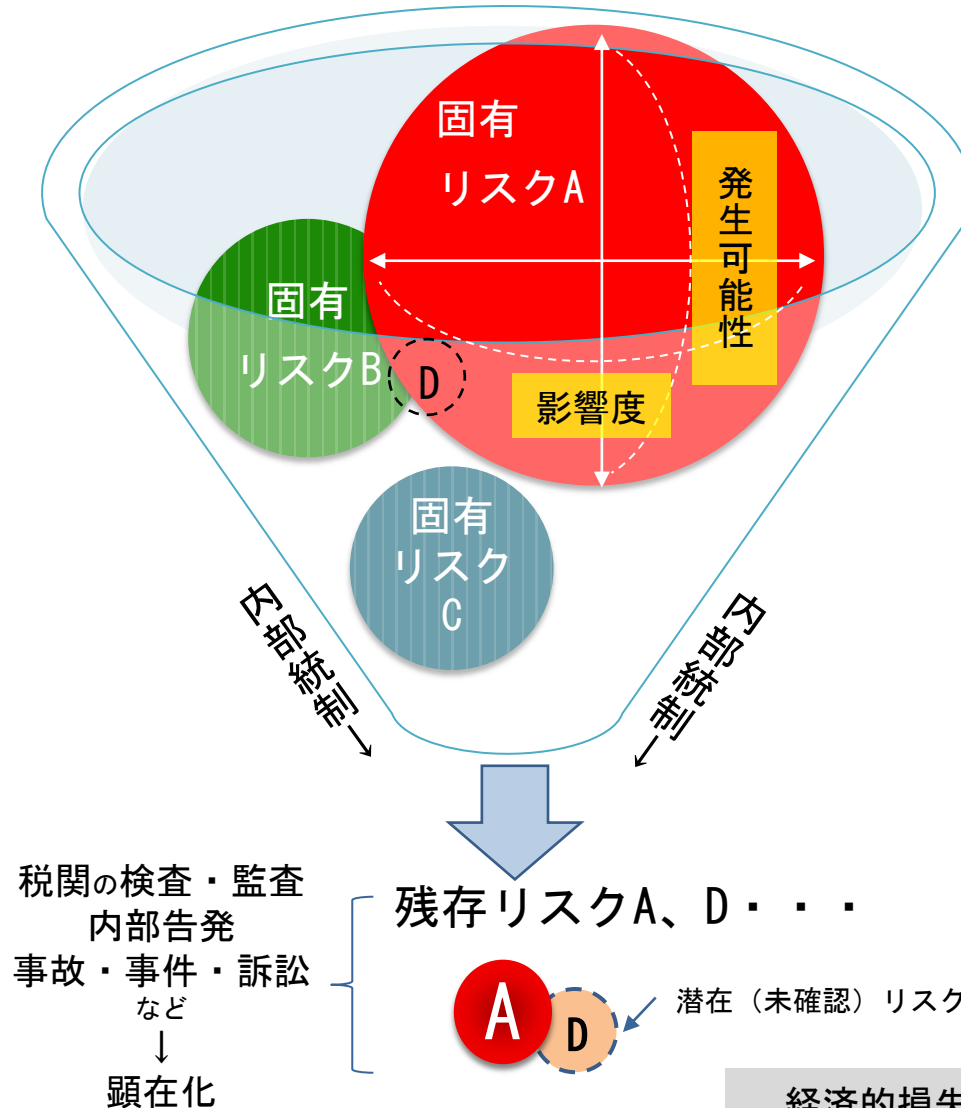
リスクの高い順（※）に内部監査の対象とする考え方

（※）例えば、想定される高リスクの項目として・・・

「前回内部監査又は保稅業務検査での指摘事項」、「担当者変更後の業務」、「繁忙期・時間帯での業務」、
「他の事業者の不適切事案との類似業務」、「特異貨物での業務」、「内部通報」など

2 内部監査（内部監査手法：リスクアプローチ①）

5/6



固有リスク

リスクを低減する内部統制が何も存在しないと仮定したときにミスや不正等により損失が発生する可能性のあるリスク

| (マイナス)

内部統制

リスクを低減するための内部統制

|| (イコール)

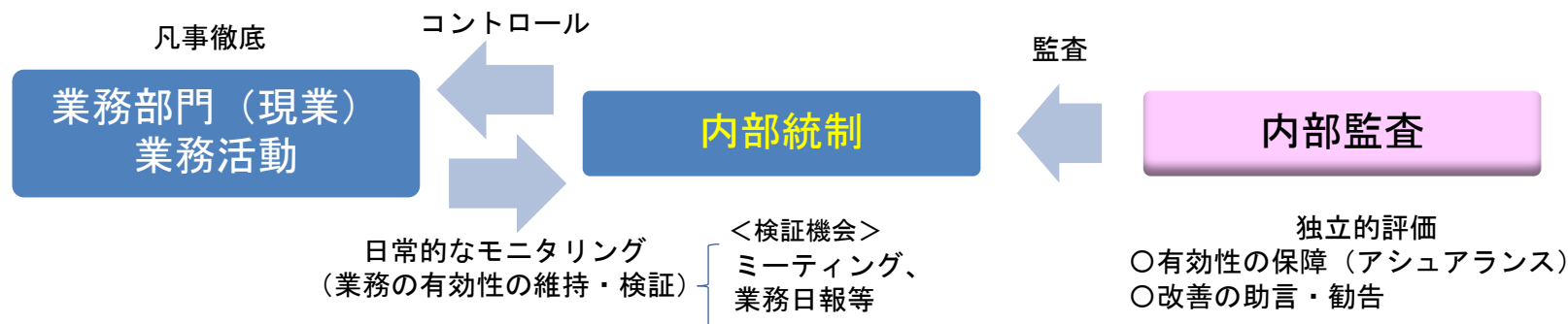
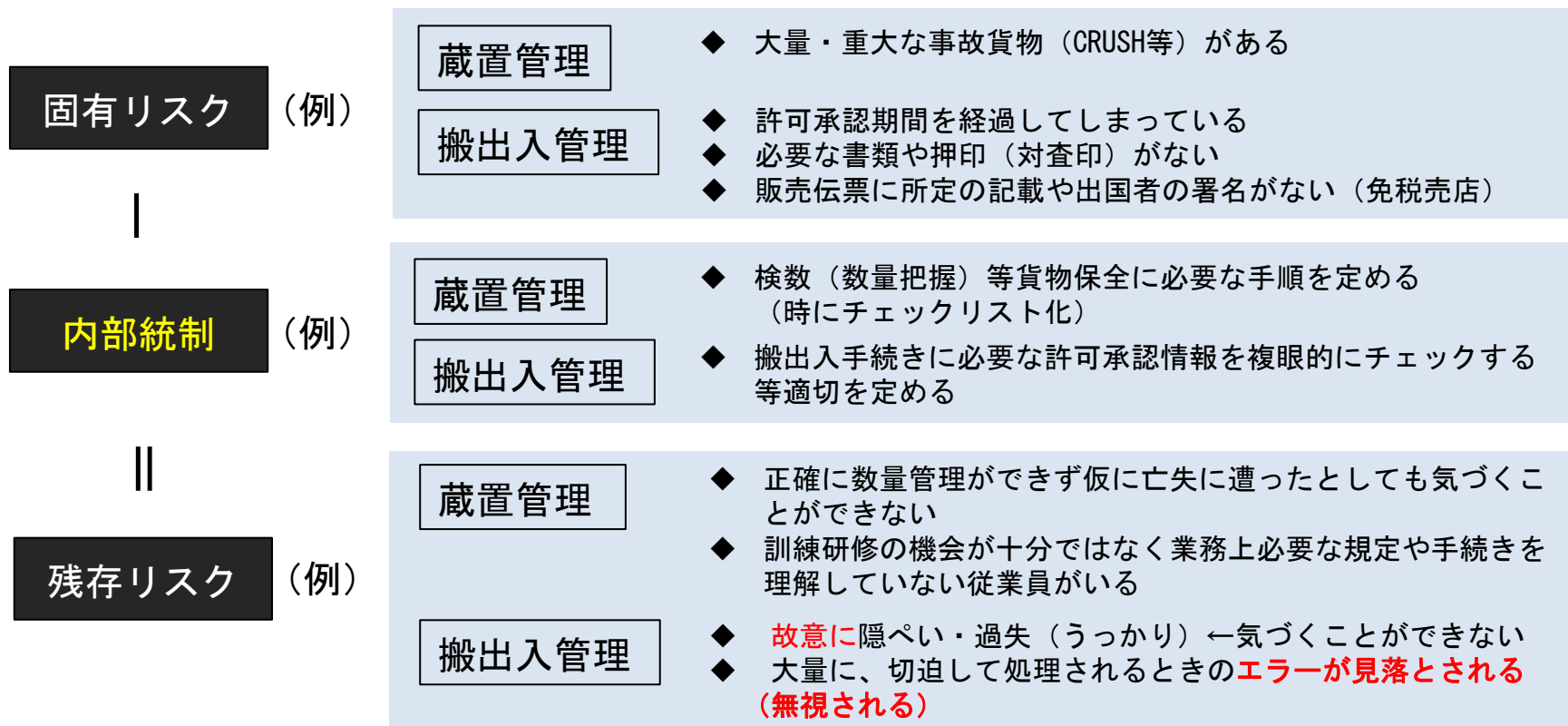
残存リスク

内部統制によってもなお当初リスクの発生可能性や影響度の大きさからその発生リスクを低められない、又は適時に発見されないリスク

経済的損失やブランドイメージの棄損

2 内部監査（内部監査手法：リスクアプローチ②）

6/6



3 ケースメソッド

【ケース1】

CRUSHとして搬入のあった事故貨物の一部が外装から露出したまま蔵置される間に何者かに抜き取られ亡失した。

【ケース2】

市外運送を伴う輸入の保税運送貨物について、その貨物情報照会上の発送地（保税蔵置場）でのNACCS搬出業務の登録日時、及び到着地（同）でのNACCS搬入業務の登録日時と、その実際の運送に要する時間との比較において、明らかに異状が認められたことを端緒に調査したところ（〔搬入登録日時－搬出登録日時〕＜〔実際の運送時間〕）、当該貨物はその到着地（同）において未搬入申告により輸入許可され、エンドユーザーに直接配送されていたことが判明した。

【ケース3】

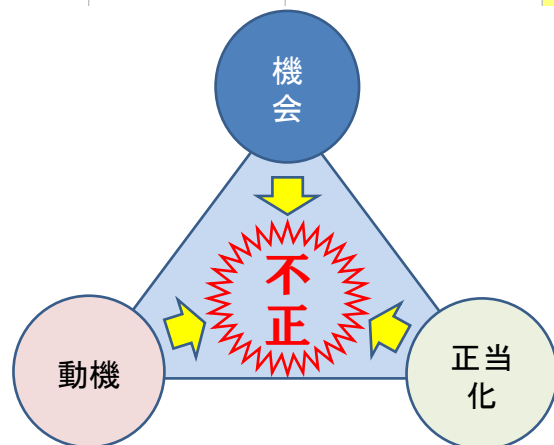
NACCSのTDC業務による包括保税運送承認情報を利用して個別運送情報の登録を完了していたものの、実際の貨物はその包括保税運送承認期間を超過した日時にて搬出され、当該発送地の保税地域にてNACCS搬出登録業務を行った際のエラー表示に気づかず、その結果として未承認運送の状態のまま運送先の保税地域に到着した。

3 ケースメソッド (Case 1)

【ケース1】

CRUSHとして搬入のあった事故貨物の一部が外装から露出したまま蔵置される間に何者かに抜き取られ亡失した。

No.	監査項目	目的分類	残存リスク	整備	運用
12	蔵置管理体制等	蔵置管理	貨物が不規則に置かれ亡失があってもしばらくそれに気づけない。	貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか。	事故貨物とその他貨物と区分蔵置は十分であったか、特に高価品が含まれるときは別に個別管理を行う、又は露出状態を解消する措置(遮蔽等)が適切に採られていたか確認する。
15	蔵置管理体制等	貨物保全のための体制整備	誰でも容易に貨物にアクセスできてしまう。	CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか(施設面、人的側面それぞれの観点から総合して判断又は記載すること)。	貨物リマーク(事故)の重大さに応じ個別管理の必要性がなかったのか、検証する。特に検数の(再)実施状況のほか、改装仕分の有無を確認する。また、搬出入口の警備、例えば守衛受付での入出構者の管理が適切であったか確認する。



不正のトライアングル

例えば、「機会」、「正当化」、「動機」といった3要素を端緒にリスク評価

3 ケースメソッド (Case 2)

【ケース2】

市外運送を伴う輸入の保税運送貨物について、その貨物情報照会上の発送地（保税蔵置場）でのNACCS搬出業務の登録日時、及び到着地（同）でのNACCS搬入業務の登録日時と、その実際の運送に要する時間との比較において、明らかに異状が認められたことを端緒に調査したところ（〔搬入登録日時－搬出登録日時〕＜〔実際の運送時間〕）、当該貨物はその到着地（同）において未搬入申告により輸入許可され、エンドユーザーに直接配送されていたことが判明した。

No.	監査項目	目的分類	残存リスク	整備	運用
2	貨物管理手続体制(搬出入管理状況)	搬出入管理 記帳管理	保税蔵置場の業務に違反する。特にそれが故意による場合はより重大な違反行為として処分される恐れがある。	搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか。	保税台帳の記帳やNACCSへの登録業務が手順書等に基づき、速やかに処理されているか。 保税台帳の記帳やNACCSへの登録業務を行う際の書類は、確認書類として適正な書類であるか。 →チェックの記録を確認する
4	貨物管理手続体制(搬出入管理状況)	搬出入管理	同上	搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。	イレギュラー貨物の取扱時期や、繁忙期等残存リスクの可能性がある時期の貨物をいくつかサンプリングし、その一件書類を確認する。

3 ケースメソッド (Case 3)

【ケース3】

NACCSのTDC業務による包括保税運送承認情報を利用して個別運送情報の登録を完了していたものの、実際の貨物はその包括保税運送承認期間を超過した日時にて搬出され、当該発送地の保税地域にてNACCS搬出登録業務を行った際のエラー表示に気づかず、その結果として未承認運送の状態のまま運送先の保税地域に到着した。

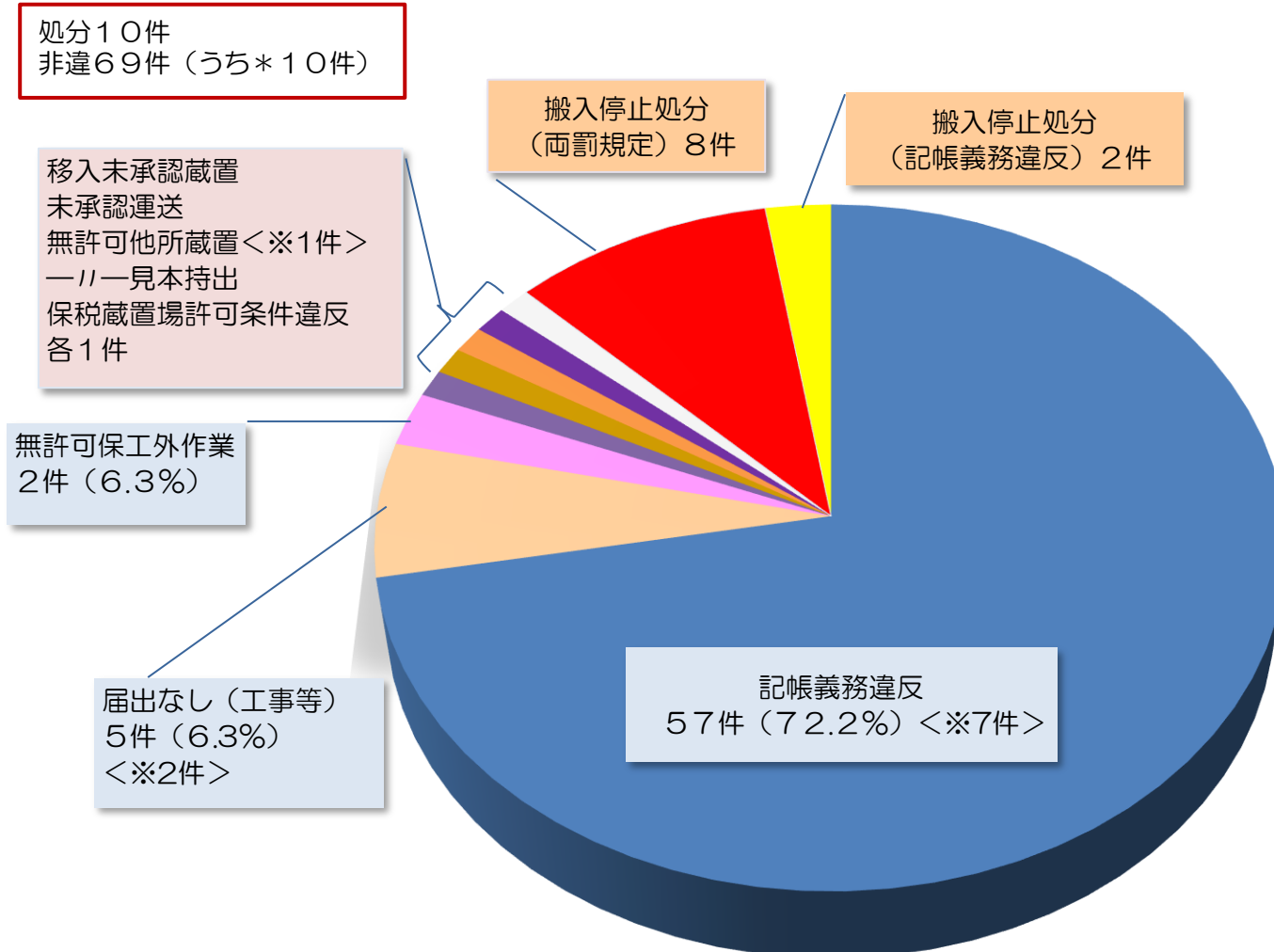
No.	監査項目	目的分類	残存リスク	整備	運用
1	貨物管理手続体制(搬出入管理状況)	搬出入管理	担当者が、関係書類のどの部分を見て対査確認すべきかのイメージがない。	搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか。	例えば進行管理表にて包括保税運送の承認期間を管理する。また、エラー表示内容が理解されているか、その理解に必要な資料が整備されているか確認する。
4	貨物管理手続体制(搬出入管理状況)	搬出入管理	NACCSエラー表示の理解不足から未手続の状態が発生する恐れがある。	搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。	イレギュラー貨物の取扱時期や、繁忙期等残存リスクの可能性がある時期の貨物をいくつかサンプリングし、その一件書類を確認する。

4 最近の保税地域の処分非違の概要

1/3

令和2事務年度（R2.7～R3.6）全国保税地域処分・非違の概要

神戸税関監視部



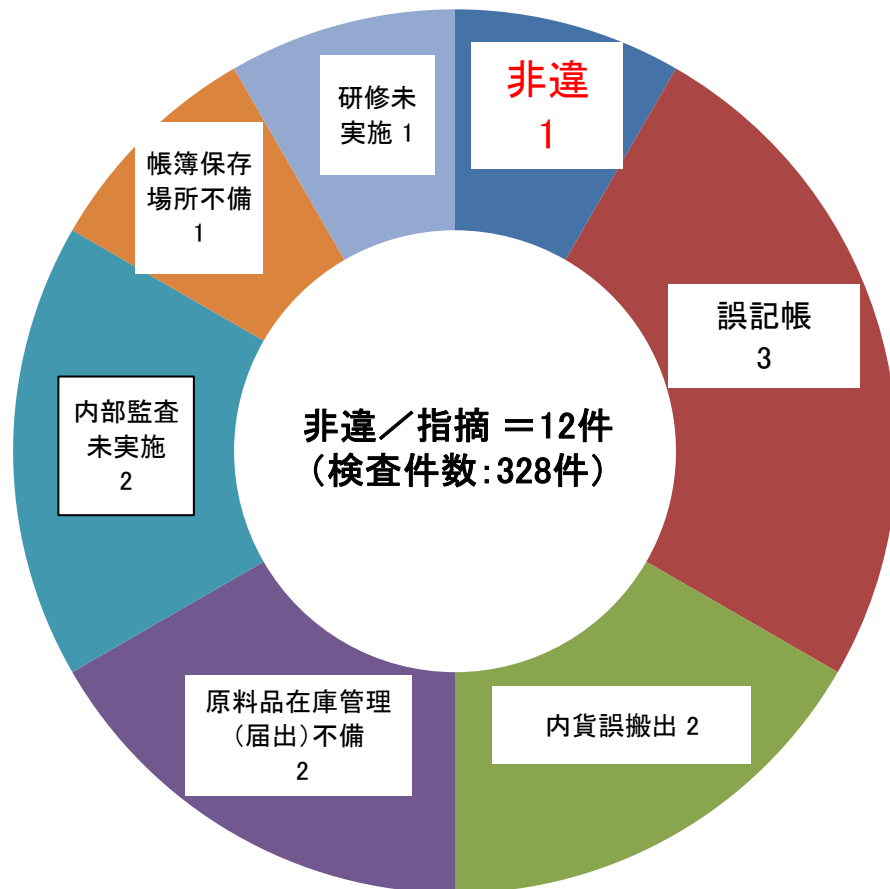
※処分になり得た件数＜10件＞

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

4 保稅業務檢査結果（指摘事項）

2/3

神戸税関管内 保稅業務檢査実施結果（令和2事務年度）



保稅非違：1件

- ◆記帳義務違反：1件
- …管理資料未収録

指摘事項：11件 ← 貨物管理体制の不備

- （誤記帳…NACCSへの搬出年月日登録誤り）
- （内国貨物の誤搬出）
- （原料品の在庫管理不備…終了届への記載不備）
- （内部監査未実施）／（研修未実施）
- （帳簿保存場所不備）

4 非違指摘の態様（保税非違等に至った要因等）

3/3

➤ 担当者に起因するもの

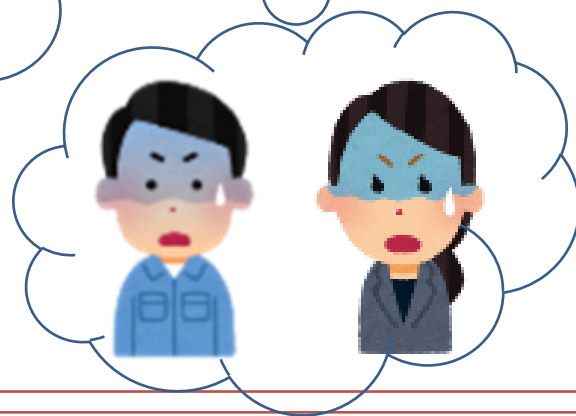
- ・自分自身の勝手な思い込み
- ・業務多忙による基本動作の失念
- ・関税関係法令等の知識欠如 等



~~凡事徹底~~

➤ 組織に起因するもの

- ・担当者任せ、担当者交代時における事務の引き継ぎ不足
- ・社内における業務チェック体制の構築不備
- ・社内担当部門間の連携不足 等



保税非違の防止策

① 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」の、貨物搬入・蔵置管理・貨物搬出等の各段階における、適切、かつ、確実な関与

② 社内研修・社内教育の充実



③ 厳正な内部監査の実施



5 参考：内部監査実務（業務計画策定や事前準備ツールの例）^{1/3}

（1on1ミーティング や QC: Quality Controlサークルのスコープ）

	緊急度（高）	緊急度（低）
重要度（高）	（主に業務遂行上の課題懸案事項） ○×切直前の業務 ○プレス、クレーム対応 ○部内外からの相談 ○災害、事故、病気 ○その他喫緊に措置すべき課題や問題	（主にキャリアアップやスキルアップ） ○業務目標、業務改善 ○予防保全（リスク評価） ○業務標準化 ○人間関係強化 ○能力開発、自己啓発
重要度（低）	○突発的な庶務事務 ○定例報告・会議 ○×切に余裕がある電話・メール対応	○周知メールのチェック ○回覧文書（新聞記事等）のチェック ○私的会話・雑談・愚痴（自己開示）

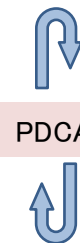
QC
サークル

1on1

（QCサークル活動例）

例えばリスクアプローチ手法

1. テーマの選定
2. 現状把握、目標設定
3. 原因分析
4. 対策の立案、実施
5. 効果の確認



（1on1の実施例）

項目	基本形	
対象者	原則、管理者及びその担当従業員の二者間とする。	
実施者	同上。	
頻度	原則、対象者毎に1回/1ヶ月の頻度を目安とする（この点、日常業務量等の個別事情を考慮する）。	
日時	実施日は週後半を理想とし、また、実施時間は業務予定等により任意に設定する。 なお、やむを得ず予定日時での実施が困難なときにあっても原則キャンセルとはせず、リスケジュールにより対応する。	
時間	30分間を目安とする。	
場所	原則フリーアドレスとするも、個室等のプライベート空間を理想とする。	
その他	管理者は、傾聴やコーチング技法を通じたフィードバックを意識する。 テーマは、日常業務のフォロー等を考慮に、例えば、その重要度が高く、緊急度が低いとされる業務目標や改善目標、また、将来のキャリアデザイン等を中心に設定し、その旨「1on1共有シート」を活用するなどにより管理者及び対象者間で事前に共有を図ることを理想とする。 他者等への誹謗中傷、プライバシーの侵害又は何らハラスメントに繋がるような言動は厳に慎みつつも忌憚なき発言に努める。 管理者は、必要に応じ「1on1実施メモ」等の任意様式により実施内容をメモし、また、定期的に「1on1チェックシート」等の任意様式により対象者からの評価を得て、次回以降の実施に活かす。	
時間	内容	目的
～5分	アイスブレイクと体調確認	プライベート相互理解、心身健康チェック
5分～	前回のおさらいと承認	モチベーション向上
10分～	今回のテーマ	業務・組織課題の改善
25分～30分	今回のまとめ、今後の取組み等の確認	次までに行うことを一つだけ決める

5 参考：内部監査実務（業務計画策定や事前準備ツールの例）^{2/3}

3×3、9升シート（発想法フレームワーク） ← 1on1等ミーティングでの活用例

氏名：⌘					日付： / / () ⌘			
休息・休憩時間⌘ の確保⌘	作業輻輳⌘ 時間帯での⌘ 注意力⌘	事故防止⌘ 安全管理⌘ の再確認⌘	許可承認済⌘ 貨物情報の⌘ 確認⌘	CPの手順⌘ 担当者の⌘ 確認⌘	リマーク貨物⌘ (特に over)⌘ の認知⌘	他者への質問⌘	作業⌘ ミーティング時⌘ での周知案内⌘	社内勉強会⌘ の開催⌘
呼称確認⌘	冷静沈着な⌘ 仕事⌘	業務経験・知識⌘ の蓄積⌘	差し札の⌘ 確認⌘	対査確認⌘	仕向(出)地⌘ 品名・荷姿の⌘ 確認⌘	外部勉強会⌘ への参加⌘	関係規定への⌘ 理解⌘	自己研鑽⌘
作業員間での⌘ 声掛け⌘	深呼吸⌘	日々健康管理⌘ 十分な睡眠や⌘ 食事⌘	貨物情報と⌘ 現物マークとの⌘ 確認⌘	複数人での⌘ 貨物確認⌘	チェックリストの⌘ 導入⌘	平時⌘ 参考資料の⌘ 回覧⌘	事務所内⌘ 参考図書・ 資料の常備⌘	内部監査結果⌘ のフィードバック⌘ 確認⌘
オープンソース⌘ (新聞報道等)⌘ の参照⌘	他者⌘ 経験者からの⌘ 指導教示⌘	内部監査結果⌘ のフィードバック⌘ 確認⌘	冷静沈着な⌘ 仕事⌘	対査確認⌘ の徹底⌘	関係規定への⌘ 理解⌘	危険予知⌘ (KYT)⌘ 訓練⌘	報告様式の⌘ 整備⌘	CP連絡体制⌘ の確認⌘
外部勉強会⌘ への参加⌘	類似の⌘ 不適切事案の⌘ 認知・検証⌘	社内⌘ ミーティング⌘ の実施⌘	類似⌘ 不適切事案の⌘ 認知・検証⌘	脱誤搬出⌘	ミス発生時の⌘ 早期把握⌘	作業終了時の⌘ 作業内容⌘ 再確認⌘	ミス発生時の⌘ 早期把握⌘	複数人での⌘ 確認⌘
危険予知⌘ (KYT)⌘ 訓練⌘	参考資料の⌘ 回覧⌘	NACCS等業務⌘ エラー処理⌘ の共有⌘	混載貨物⌘ への注意⌘	作業内容の⌘ 確認⌘	新規・特異貨物⌘ への対応⌘	定時⌘ 在庫管理の⌘ 徹底⌘	イレギュラーに⌘ 置かれる貨物⌘ の有無確認⌘	ミス発生時の⌘ 影響への理解⌘
ロット番号⌘ マーク⌘ の確認⌘	(De-)Vanning⌘ Reportと⌘ 実個数の確認⌘	コンテナ番号の⌘ 確認⌘	現場作業時⌘ 作業書(板)の⌘ 都度確認⌘	作業直前⌘ ミーティングでの⌘ 作業内容把握⌘	事務所・現場⌘ 作業員間の⌘ 連絡体制確認⌘	作業直前⌘ ミーティングでの⌘ 作業内容把握⌘	現場作業時⌘ 作業書の⌘ 都度確認⌘	リマーク貨物⌘ の認知⌘
品名・荷姿の⌘ 確認⌘	混載貨物⌘ への注意⌘	責任者からの⌘ 指示内容の⌘ 確認⌘	作業予定表の⌘ 共有・確認⌘	作業内容の⌘ 確認⌘	マニュアル⌘ チェックリストの⌘ 確認⌘	事務所・現場⌘ 作業員間の⌘ 情報共有徹底⌘	新規・特異貨物⌘ の対応⌘	責任者からの⌘ 周知徹底⌘
複数の⌘ 仕向(出)地の⌘ 確認⌘	差し札の⌘ 確認⌘	複数人での⌘ 作業状況確認⌘	責任者からの⌘ 周知徹底⌘	作業員同士⌘ の意思疎通⌘	作業指示書⌘ の携行(帯)⌘	イレギュラーに⌘ 置かれる貨物⌘ の有無確認⌘	税関・通関業者⌘ ・経験者⌘ への確認⌘	複数人での⌘ 作業状況の⌘ 確認⌘

5 参考：内部監査実務（業務計画策定や事前準備ツールの例）^追

3×3、9升シート（発想法フレームワーク） ← 1on1等ミーティングでの活用例

バンニングチェックリスト

輸出許可	
済	未

出荷作業立会者名： _____

積込作業者名： _____

品 名： _____

個 数： _____

荷 姿： _____

バン詰作業日： _____

CY/CUT 日： _____

仕 向 地： _____

確認	認 認	仕向地	チェック 出荷立会者	チェック 積込作業者
		コンテナ番号		
		品名		
		ロット、マーク		
		貼り付け、表示		
		ダメージ		
		養生		
		ラッシング		

確 認 者 1： _____

確 認 者 2： _____

外部勉強会への参加	類似の不適切事案の認知・検証	社内ミーティングの実施	類似の不適切事案の認知・検証	脱誤搬出	ミス発生時の早期把握
危険予知(KYT)訓練	参考資料の回覧	NACCS等業務エラー処理の共有	混載貨物への注意	作業内容の確認	新規・特異貨物への対応
ロット番号・マークの確認	(De-)Vanning Reportと実個数の確認	コンテナ番号の確認	現場作業時作業書(板)の都度確認	作業直前ミーティングでの作業内容把握	事務所・現場作業員間の連絡体制確認
品名・荷姿の確認	混載貨物への注意	責任者からの指示内容の確認	作業予定表の共有・確認	作業内容の確認	マニュアル・チェックリストの確認
複数の仕向(出)地の確認	差し札の確認	複数人での作業状況確認	責任者からの周知徹底	作業員同士の意思疎通	作業指示書の携行(帯)

5 参考：内部監査実務（業務計画策定や事前準備ツールの例）追

3×3、9升シート(発想法フレームワーク) ← 1on1等ミーティングでの活用例

氏名：*				日付： / / ()				
体のケア	サプリメントを飲む	FSQ (筋トレマシン) 90kg	インステップ改善	体幹強化	軸をぶらさない	角度をつける	上からボールをたたく	リストの強化
柔軟性	体づくり	RSQ (筋トレマシン) 130kg	リリースポイントの安定	コントロール	不安をなくす	力まない	キレ	下半身主導
スタミナ	可動域	食事 夜7杯 朝3杯	下肢の強化	体を開かない	メンタル コントロール をする	ボールを前でリリース	回転数アップ	可動域
はっきりとした 目標・目的を持つ	一喜一憂しない	頭は冷静に 心は熱く	体づくり	コントロール	キレ	軸でまわる	下肢の強化	体重増加
ピンチに強い	メンタル	雰囲気にな 流されない	メンタル	ドラ1 8球団	スピード 160km/h	体幹強化	スピード 160km/h	肩周りの強化
波を作らない	勝利への執念	仲間を 思いやる心	人間性	運	変化球	可動域	ライナー キャッチボール	ピッチングを 増やす
感性	愛される人間	計画性	あいさつ	ゴミ拾い	部屋掃除	カウントボール を増やす	フォーク完成	スライダーの キレ
思いやり	人間性	感謝	道具を大切に 使う	運	審判さんへの 態度	遅く落差のある カーブ	変化球	左打者への 決め球
礼儀	信頼される 人間	継続力	プラス思考	応援される 人間になる	本を読む	ストレートと 同じフォームで 投げる	ストライクから ボールに投げる コントロール	奥行きを イメージ

5 参考：内部監査実務（例：財務省再生プロジェクト）

3/3

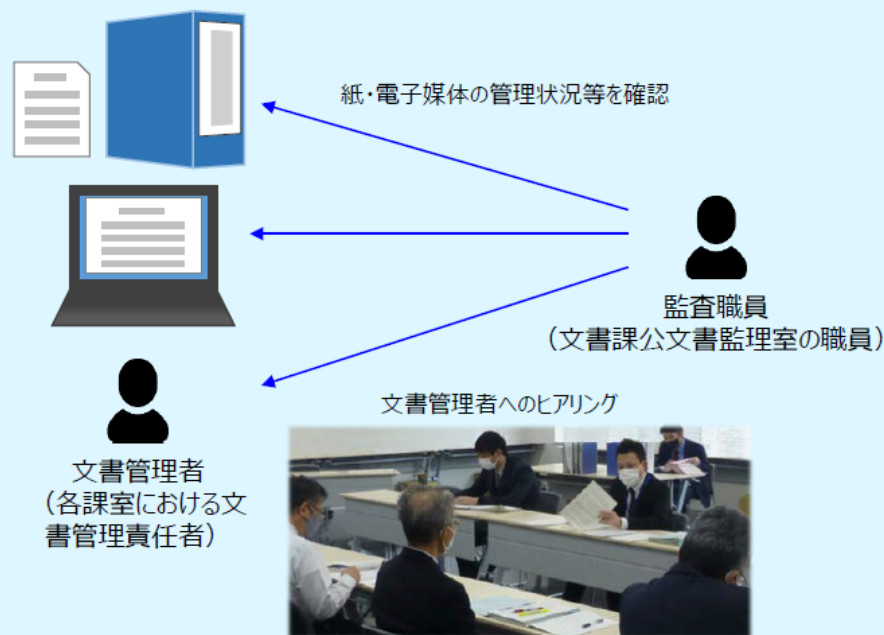
（２）コンプライアンスの確保

実効性ある文書管理の実施

- 文書管理に関する研修により制度の周知徹底を図っているほか、本省・地方支分部局への実地監査を行い、運用における実効性を確保

※実地監査について、昨事務年度より、従来の５年一巡から、２年一巡に頻度を上げて実施（今事務年度は、文書管理者計５２３名を監査対象として実施）

実効性ある
運用の確立



文書監査等を通じて把握した**好事例**を、本省・地方支分部局に横展開

<行政文書ファイルの保存方法の好事例>



キャビネットの扉に収納状況の見取図を貼付し、行政文書ファイルの所在を明確化

見取図

	A	B
①	法令関係	広報関係
②	通達関係	会議関係
③	予算関係	研修関係
④	契約関係	〇〇関係
⑤	統計関係	△△関係

(あとがき)
我が国の保税制度の歴史

我が国の保税制度の始まりは江戸時代末の開港にまで遡ります。

1854年(嘉永7年)3月、日米和親条約の締結により徳川幕府の鎖国政策が終焉を迎え、1857年(安政4年)には日蘭追加条約、日露追加条約の締結により長崎港、箱館港において通商が始まり、さらにその翌年の1858年(安政5年)には米国との間で日米修好通商条約が、また、同様の通商条約が蘭・露・英・仏との間で締結され(いわゆる安政の5カ国条約)^(※1)、以降、我が国において多角的貿易が開始されることとなりました。

その後、1866年(慶應2年)に英・仏・米・蘭との間で締結された「改税約書」において関税が引き下げられたほか、保税倉庫の設置が約束され、「借庫規則」が制定されることとなりましたが、これが我が国における保税制度のはじまりとされています。

この借庫規則には、官営倉庫での蔵置、関税及び保管料の引取り前の納付、蔵置期間(1年間)及びその経過後の税関による公売、見本の持出し、改装・仕分け、蔵敷料の納付等が規定され^(※2)、例えば、貨物の入庫時においては、運上所(税関の前身)に船名・貨物の品名・記号番号、数量、貨主名などを記載した入庫願書を提出し、運上所の検査・入庫許可を受けることが求められていた一方、その出庫に当たっては、預証書(入庫時に運上所が借庫元帳に必要事項を記入し、発給したもの)・出庫願書及び納税願書を運上所に提出し、関税(当時輸出税あり)及び庫敷料を納付することが求められていたなど^(※3)、近年の保税倉庫や保税上屋に見られた輸入許可済み貨物等に係る搬出入の届出^(※5)に類似する取扱いが既にこの時代に制定されていたものと言えます。

なお、この借庫規則により、船上通関を原則としていたそれまでの取扱いから借庫への搬入後の通関に変更されることとなりましたが^(※4)、この借庫規則は、明治維新を経て1897年(明治30年)に保税倉庫法^(※6)が制定されるまで続くこととなります。

その後、我が国の保税制度は、1945年(昭和20年)の終戦や、1954年(昭和29年)の法全部改正(現行法の施行)、また、最近の特定保税承認制度や特定保税運送制度等のAEO(Authorized Economic Operator)制度の導入といった変遷が加わるなど、150余年の時を経てもなお国際サプライチェーンの要として、更なる進化を遂げております。



明治元年
(1868)



明治5年
(1872)



明治32年
(1899)



昭和34年
(1959)



平成21年
(2009)



明治12年頃の神戸港第一
波止場(現在の京橋付近)



ご清聴いただき
ありがとう
ございました。



接收解除直後の神戸
税関(昭和25年写)

(出典) 神戸税関百年史(発行・編集神戸税関)、通関制度史(上巻)
(安藤平著、日本通関業会連合会)

(※1) 安政の5カ国条約の締結後の方延元年(1860年)～明治2年(1869年)の間、ポルトガル、プロシア、スイス、ベルギー、イタリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、イスパニア、ドイツ、オーストリーとの間で同様の通商条約を締結。(神戸税関百年史p22)

(※2) 通関制度史(上巻)p163～168、神戸税関百年史p53

(※3) 神戸税関百年史p53

(※4) 通関制度史(上巻)p112等

(※5) 平成9年(1997年)に関税法第31条が削除となり廃止。なお、保税倉庫及び保税上屋は平成6年度(1994年度)の関税改正により保税蔵置場に移行。

(※6) 保税倉庫法の施行により、それまでの借庫規則による官営倉庫(主に条約相手国の商人の貨物を蔵置)に加え、私設の保税倉庫も認められるようになった(神戸税関百年史p117)。

「神戸税関150年の歩み」 ↓

https://www.customs.go.jp/kobe/00zeikan_top.thm/150_ayumi.htm